入院時食事療養費（Ⅰ）入院時生活療養費（Ⅰ）について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食７：３０、昼食１２：００、夕食１８：００）、適温で提供しています。

入院時食事療養費（Ⅰ）入院時生活療養費（Ⅰ）の標準負担額について

食事療養費、生活療養費の標準負担額は以下のとおりとなります。

３階病棟（一般病棟）及び２階病棟（地域包括ケア病棟）で６５歳未満の方

<table>
<tr><th></th><th>一般</th><th>後期高齢者</th><th colspan="2">標準負担額（1 食あたり）</th></tr>
<tr><td>A</td><td>B、C、Dいずれも該当しない方</td><td>B、C、Dいずれも該当しない方</td><td colspan="2">510 円</td></tr>
<tr><td>B</td><td>C、Dいずれも該当しない小児慢性特定疾患児童等又は指定難病患者</td><td>C、Dいずれも該当しない指定難病患者</td><td colspan="2">300 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">低所得者</td><td rowspan="2">低所得者Ⅱ</td><td>過去 1 年の入院期間が 90 日以内</td><td>240 円</td></tr>
<tr><td>過去 1 年の入院期間が 90 日超</td><td>190 円</td></tr>
<tr><td>D</td><td></td><td>低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給権者）</td><td colspan="2">110 円</td></tr>
</table>

２階病棟（地域包括ケア病棟）で６５歳以上の方

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">標準負担額</th></tr>
<tr><th>食事療養
（1 食につき）</th><th>生活療養
（1 日につき）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">一般</td><td colspan="2">① 現役世代並み・一般（②に該当しない方）</td><td>510 円</td><td>370 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 指定難病患者の方</td><td>300 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">70 歳未満低所得者
70 歳以上低所得者Ⅱ</td><td colspan="2">③ 低所得者Ⅱ（④に該当しない方）
※1</td><td>240 円</td><td>370 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④指定難病患者の方</td><td>過去 1 年の入院期間が 90 日以内</td><td>240 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>過去 1 年の入院期間が 90 日超</td><td>190 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">70 歳以上低所得者Ⅰ</td><td colspan="2">⑤低所得者Ⅰ（⑥に該当しない者）</td><td>140 円</td><td>370 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥指定難病患者の方</td><td>110 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>D</td><td>境界層該当者</td><td colspan="2">所属する世帯全員が市町村民税率課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下　※2</td><td>110 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>

※1　70 歳未満の低所得者（住民税非課税/限度額区分「オ」は 70 歳以上の「低所得者Ⅱ」に該当されます。「低所得者Ⅰ」は 70 歳以上の方のみ適用です。

※2　負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者

令和 7 年 4 月 1 日　村立東海病院 病院長